

韮崎市立甘利小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 2月17日策定

令和2年 3月25日改訂

令和3年 4月 1日改訂

令和6年 8月 1日改訂

令和7年11月 1日改訂

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。このことを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与える、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解するために、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていかなければならない。

いじめ防止対策推進法13条の規定及び国、山梨県、韮崎市のいじめ防止等のための基本方針に基づき、全ての児童が明るく、楽しい学校生活を送ることを目指し「甘利小学校いじめ防止基本方針」を策定した。また、平成29年3月の「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)改訂、令和5年2月の「韮崎市いじめ防止基本方針」改訂を受けて見直しを行い、より実際的・実効的な対応ができるよう改訂した。

なお、保護者や地域住民が、本方針の内容を容易に確認できるよう学校のホームページで公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者や関係機関等に説明する。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに関する基本的認識

- ① いじめは、人間として決して許されない人権侵害の行為である。
- ② いじめは、すべての児童、学級、学校で起こりうる問題である。
- ③ いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、態様が様々である。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育のあり方と大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、関係機関、地域社会などが連携して取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(4) いじめ解消の定義について

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続し、「解消」しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめ対策の組織

いじめ問題への組織的な取組推進のために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

いじめに対しては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することが必要であり、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭だけでなく、その他校長が必要と認める者によって組織する。

※「その他校長が必要と認める者」とは、教職員、PTA会長、学校運営協議会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、校医、人権擁護委員、警察官等の関係機関のことをいう。

(2) 役割

- ・学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- ・未然防止の推進など学校の基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証及び情報交換をする。
- ・いじめ事案に対する早期対応方策の検討・決定と検証をする

- ・重大事態への対応をする。

(3) 各種取組の内容

- ・本基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・本基本方針のいじめ防止プログラムに基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・いじめの未然防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口（教頭・生徒指導主事・養護教諭）となる。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった場合には、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- ・重大事態発生時の調査機関としての役割を果たす。

(4) その他

- ・時系列に沿って、経過の記録を残す。
- ・定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。

3 未然防止の取組

(1) 児童・学級に対して

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守ることや障害・国籍・疾病等による差別心をもたず互いを認め合う関係づくりに努める。
- ・楽しい授業やわかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・「学級力アンケート」を活用し、個人と学級での課題やめあてを共有して取り組む。
- ・正しい言葉づかいができる集団を育てる。いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉づかいには適宜指導を行う。例）「キモイ」「ウザイ」「死ね」
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さやいじめ防止に関わる教材を道徳や学級活動に計画的に位置づけ指導する。
- ・「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・発達障害を含む障害のある児童、海外からの帰国子女、外国人や国際結婚の保護者をもつなどの児童、性的指向、東日本大震災により被災した児童など、学校として特に配慮が必要な児童には日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図り、周囲

の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 教職員に対して

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが主役となる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・児童がいじめに向かわない態度・能力を育成する。いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

(3) 学校全体の取組

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壤をつくる。
- ・いじめに関する友だちアンケート調査、学級内の人間関係をQ-U調査、学級力アンケートの結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対してその態様に応じた適切な対処ができるようにする。
- ・いじめ防止対策委員会の教職員が、「いじめ問題」や「人権」に関する講話を集会や式で行い、学校として「人権」を大切にする姿勢や「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等の主体的な活動を推進する。
- ・いつでも、どこでも・どんなことでも相談できる体制の充実を図る。
- ・学校は児童に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるようにする。

(4) 保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、道徳授業公開、学校評議員会、P T A総会、学年懇談会、家庭訪問や個別懇談等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・就学前の来入児1日入学の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃からいじめ防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める役割があることを説明する。

(5) 相談支援体制の充実

- ・心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめの防止を含む教育相談の制度を広く周知する。
- ・児童及びその保護者、並びに教職員がいじめに係る相談を寄せることができる体制を整える。

(6) インターネットやスマートフォンを利用したいじめへの対策

- ・インターネット上のいじめは匿名性が高く、一つの行為が広い範囲に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。
- ・児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上大きな罪となり得る等、重大な人権侵害を与えるものであることを理解させるための情報モラル教育を年間計画に位置付けて充実を図る。
- ・インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と対応、関係諸機関との連携を行う。

4. 早期発見の取組

(1) 早期発見のための手立て

- ① 担任や教職員と児童・生徒との日常の交流を通しての発見
- ② いじめに関するアンケート調査（学期ごと年間3回実施）
- ③ ハイパーQ-Uアンケート調査（年間2回実施）
- ④ 学級力アンケート（年間5回実施）
- ⑤ 保健室の様子
- ⑥ 個人面談（担任やスクールカウンセラー）
- ⑦ 本人、周りの友達、保護者、地域からの相談

(2) いじめを訴えることの意義と周知

- ① 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことであると日頃から指導する。
- ② 学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。
 - ・意見箱や悩み相談箱の利用（管理の徹底を約束する）。
 - ・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。
 - ・学校の電話番号を周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
- ③ 関係機関（いじめ相談室、「24時間子供SOSダイヤル」や多様な相談窓口等）へのいじめの訴えや相談方法を児童生徒、家庭、地域に周知する。周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることがの重要性を理解させる。

やまなし子供SOSダイヤル
24時間子供SOSダイヤル
相談支援センター

なやみいおう
0120-0-78310
24時間365日・通話料無料

あなたの悩み、一緒に考えます

おも そだんまどぐち
主な相談窓口
令和6年4月現在

かのこ 親子のための相談ライン
(山梨県相談窓口)
平日12:00~22:00

SNS・チャット
相談案内
～厚生労働省～

LINE QRコード

QRコード

・子供の発達相談ダイヤル 055-267-8235(平日9:00~17:00)

・こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556(24時間365日 平日12時~13時を除く)

・山梨いのちの電話 055-221-4343(火~土16:00~22:00)

・ヤングテレフォン 0120-31-7867(月~金8:30~17:00 木曜日等を除く)

・児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783(24時間365日)

・チャイルドライン 0120-99-7777(毎日16:00~21:00 年末年始を除く)

・よりそいホットライン 0120-279-338(24時間365日)

④ 匿名による訴えへの対応

匿名で訴えたい気持ちに理解を示し、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応を行うことを周知する。

⑤ 保護者や地域等からの情報提供

⑥ 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立つた上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ・保護者への協力依頼
- ・甘利児童センターとの相互連携
- ・地域（民生委員・主任児童委員、甘利教育推進委員等）への協力依頼

⑦ 保護者が児童の変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

⑧ アンケート調査や個人面談において、児童自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを理解しなければならない。これを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

5 いじめへの対処

(1) いじめに対する対応

- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、規定に違反し得る。
- ・各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- ・いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- ・加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(2) 警察との連携

- ① 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるなければならない。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

○暴行（刑法第208条）

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

○傷害（刑法第204条）

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ（刑法第176条）

- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝（刑法第249条）

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗（刑法第235条）

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ・財布から現金を盗む。

○器物損壊等（刑法第261条）

- ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。

○強要（刑法第223条）

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫（刑法第222条）

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第202条）

- ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

- ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。

- ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
 - ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
 - ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）
- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

- ③ いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。
- ④ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。
- ⑤ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ⑥ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。
- ⑦ 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

（3）いじめの早期発見・事案対処マニュアル

① いじめ情報・気になる情報の把握と事実確認

② いじめ防止対策委員会の編成

③ 情報の整理と対応方針、役割分担の決定

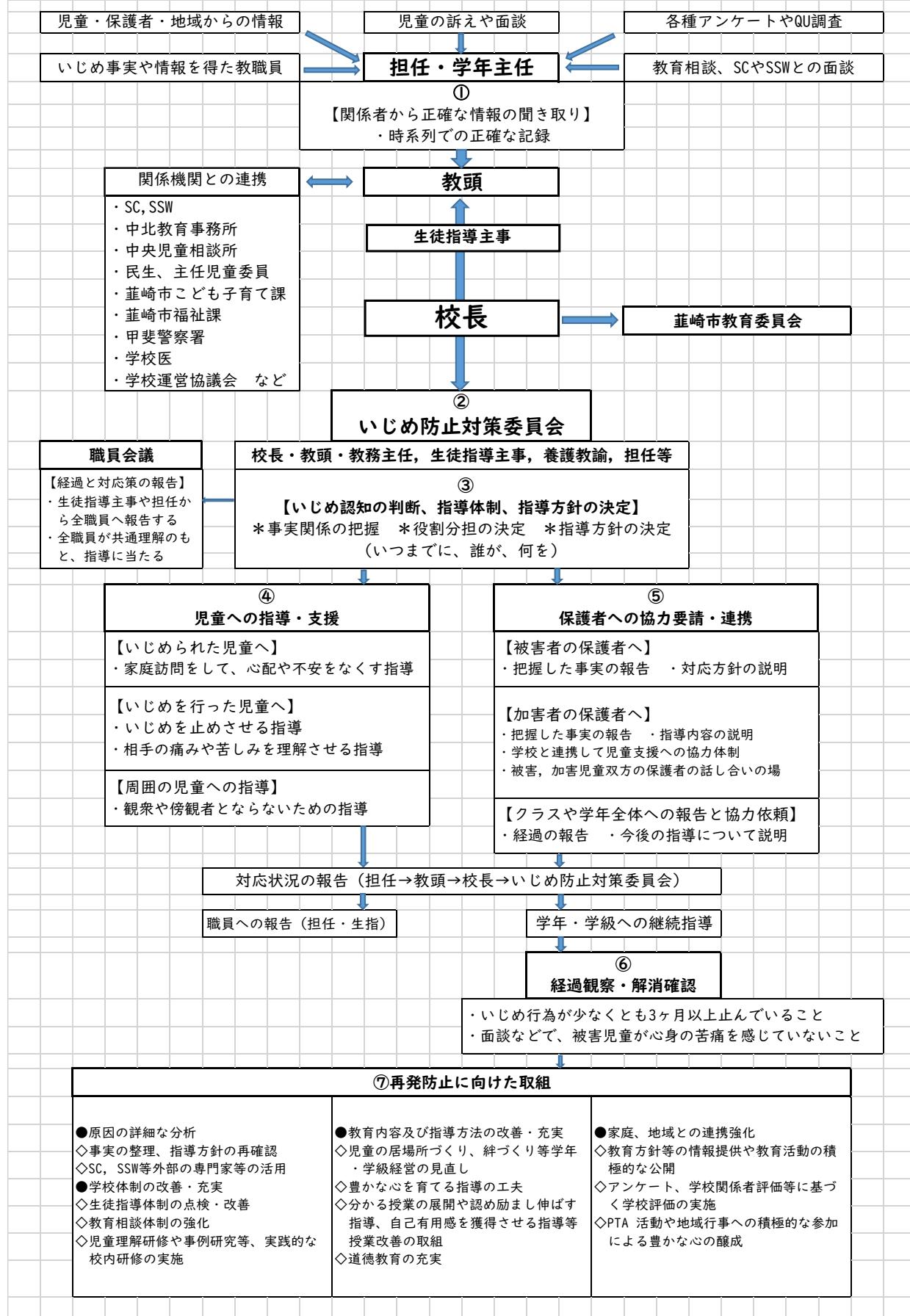
④ 事実の究明と支援及び指導

⑤ いじめの関係者への指導と保護者との連携

⑥ 3ヶ月を目安とした経過確認

⑦ 再発防止に向けた取組

甘利小 いじめ早期発見・事案対処マニュアル



6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」の例	○相当の期間学校を欠席 ○年間30日を目安 ※一定期間連続して欠席すること を余儀なくされている疑いがあ る場合は迅速に調査に着手
○児童等が自殺を企画した場合 ○身体に重大な障害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 等	

(2) 重大事態への対処

- ・本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（令和6年8月文部科学省）」により適切に対応する。
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・重大事態が発生した場合、速やかに蔚崎市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に、蔚崎市教育委員会と連携し、学校が調査の主体である場合、次の事項に留意して初期調査を行う。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様相であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り時系列に沿って網羅的に調査し、明確にする。また、必要に応じては専門家などの第三者を加える。
- ・在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
- ・質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ・調査結果を蔚崎市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- *いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- *いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止めさせる。
- *いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

・いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院などの場合）

*当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

7 その他の留意事項

（1）組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。また、複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。同時に、児童の進学・進級や転校・転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

さらに、学校には、学校におけるいじめの防止等に実効的に対処するため、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する外部専門家、保護者や児童の代表、地域住民など様々な立場の意見をもらいながら解決を図る。

（2）校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

（3）校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。さらに、校務分掌を適正化し組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

（4）学校評価と人事評価

学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の自己評価を行い、P D C Aサイクルを生かし、次年度の取組を改善していく。その際、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に取り組む。また、人事評価においては、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

（5）地域や家庭との連携について

学校、P T A、学校運営協議会、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けて、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるなど、地域と連携した対策を推進する。

（6）取組の評価

この方針に基づく実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の改善をする。

9 その他

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間にすき間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりからかったりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- にやにや、へらへら、おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 表情が暗く、元気がない、下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増え、遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる、ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

教職員のいじめ対応チェックリスト

1 子どもの変化を見逃さないために

〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有をしている
- スクールカウンセラーや生徒指導主任と情報共有をしている
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- いじめアンケートから明らかになつたいじめに関する情報を把握している
- 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- 校内いじめ防止対策委員会のメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている

- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、教頭や生徒指導に報告している
- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
- 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 子どもや保護者に対し、授業、学年懇談、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

3 管理職としての校内体制づくりのために

〔日々の体制〕

- 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- いじめアンケートの項目や実施方法について、いじめ防止対策委員会で検討している

〔計画的実施〕

- いじめ防止対策委員会の会議を定期的に実施している
- いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

- 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童へ説明し、意見を募っている
- いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改訂している

参考資料

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定（平成29年3月改訂）

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月 文部科学省（令和6年8月改訂）

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」平成26年3月 山梨県・山梨県教育委員会（令和6年11月改訂）

「韮崎市いじめ防止基本方針」平成26年10月 韮崎市教育委員会（令和7年2月改訂）

「いじめ未然防止プログラム」平成27年3月27日 兵庫県立教育研修所 心の教育推進センター